

2025（令和7）年度 東京弁護士会会費のご案内

1. 個人会費（納付期限：毎月15日）

（1）一般会費

当会及び日本弁護士連合会の会費です。

2003年4月1日以降に入会された会員は、下記金額に新会館臨時会費を加算した額を、毎月の会費として納付いただきます。

修習期	東弁会費 （～2025年11月）	東弁会費 （2025年12月～）	日弁連会費 （～2025年11月）	日弁連会費 （2025年12月～）	日弁連 特別会費	月額合計 （～2025年11月）	月額合計 （2025年12月～）
72期以前	16,000円	16,000円	10,200円	10,200円	2,100円	28,300円	28,300円
73期	12,500円	16,000円	10,200円	10,200円	2,100円	24,800円	28,300円
74期	7,500円	7,500円	10,200円	10,200円	2,100円	19,800円	19,800円
75期	2,500円	7,500円	10,200円	10,200円	2,100円	14,800円	19,800円
76期	2,500円	2,500円	5,100円	10,200円	2,100円	9,700円	14,800円
77期	2,500円※1	2,500円	5,100円	5,100円	2,100円	9,700円	9,700円
外国特別	16,000円	16,000円	9,750円	9,750円	—	25,750円	25,750円

※1 77期会員は、司法修習終了月（2025年3月）から数えて6か月間（2025年3月～2025年8月）においては、東弁会費の納付を要さないため、東弁会費納付開始時期は、2025年9月からとなります。なお、日弁連会費及び日弁連特別会費については、入会月より納付いただくこととなります。

（2）新会館臨時会費

弁護士会館（霞が関）の維持管理に充てるため納付いただく会費です。会費額は入会日に応じて決定いたします。2018年4月1日以降に入会した会員は、「新会館臨時会費を徴収する件」の決議により新会館臨時会費を納付いただく必要はございません。

入会日	会費額	支払方法（原則）	納付期間
2003年3月31日まで	130万円	—	入会から5年を経過するまで
2003年4月1日～2004年3月31日	130万円	月額1万円	入会月から130ヶ月
2004年4月1日～2005年3月31日	120万円	月額1万円	入会月から120ヶ月
2005年4月1日～2006年3月31日	110万円	月額1万円	入会月から110ヶ月
2006年4月1日～2007年3月31日	100万円	月額1万円	入会月から100ヶ月
2007年4月1日～2008年3月31日	90万円	月額5千円	入会月から180ヶ月
2008年4月1日～2009年3月31日	80万円	月額5千円	入会月から160ヶ月
2009年4月1日～2010年3月31日	70万円	月額5千円	入会月から140ヶ月
2010年4月1日～2011年3月31日	60万円	月額5千円	入会月から120ヶ月
2011年4月1日～2015年12月16日	50万円	月額5千円	入会月から100ヶ月
2015年12月17日～2018年3月31日	40万円	月額4千円	入会月から100ヶ月

◎ 外国特別会員 ⇒ 入会日に応じた会費額を月額1万円ずつ納付いただきます。

2. 法人会費（納付期限：毎月25日）

（1）弁護士法人会費・外国法事務弁護士法人会費

弁護士法人が納付する当会及び日本弁護士連合会の会費です。会費額は弁護士法人の社員数に応じて決定いたします。

当会に従たる事務所のみが存在する弁護士法人の場合は、東弁会費のみを納付いただきます。

外国法事務弁護士法人の場合は、日弁連特別会費を除いた会費額（東弁会費＋日弁連会費）を納付いただきます。

社員数 ※1	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
社員1人	8,000円	2,040円	420円	10,460円
社員2～10人	8,000円	5,100円	1,050円	14,150円
社員11人以上	16,000円	10,200円	2,100円	28,300円

※1 社員数の基準…原則、毎年1月1日現在の社員数。社員数には、当会に所属しない社員も含む。

（2）弁護士・外国法事務弁護士共同法人会費

弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」といいます。）が納付する当会及び日本弁護士連合会の会費です。会費額は共同法人の社員数に応じて決定いたします。当会に従たる事務所のみが存在する共同法人の場合は、東弁会費のみを納付いただきます。

社員数 ※1	弁護士である社員	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
社員2～10人	1人	8,000円	5,100円	420円	13,520円
	2～10人	8,000円	5,100円	1,050円	14,150円
社員11人以上	1人	16,000円	10,200円	420円	26,620円
	2～10人	16,000円	10,200円	1,050円	27,250円
	11人以上	16,000円	10,200円	2,100円	28,300円

※1 社員数の基準…原則、毎年1月1日現在の社員数。社員数には、当会に所属しない社員も含む。

* 問い合わせ先：財務課 TEL. 03-3581-2208